

第14回

定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2022年6月24日(金曜日)午前10時00分
(受付開始 午前9時30分)

開催場所

東京都新宿区市谷八幡町8番地
TKP市ヶ谷ビル
TKP市ヶ谷カンファレンスセンター
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

CONTENTS

第14回定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
事業報告	6
連結計算書類	21
計算書類	24
監査報告書	27
株主総会参考書類	35
第1号議案 定款一部変更の件	
第2号議案 取締役4名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	

(証券コード 6072)

2022年6月7日

株主各位

東京都新宿区新宿5丁目2番3号
地盤ネットホールディングス株式会社
代表取締役社長 新美 輝夫

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。なお、当日ご来場されない場合は、あらかじめ書面（郵送）またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月23日（木曜日）午後6時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. **日時** 2022年6月24日（金曜日）午前10時00分（受付開始午前9時30分）
2. **場所** 東京都新宿区市谷八幡町8番地 TKP市ヶ谷ビル
TKP市ヶ谷カンファレンスセンター（ホール6A）
3. **目的事項**
 - 報告事項**
 1. 第14期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告および連結計算書類並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第14期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
 - 決議事項**
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役4名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
4. **その他本招集ご通知に関する事項**

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社の定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。各議案について、議決権行使書面に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。なお、議決権行使書用紙をご持参いただいても、株主ではない代理人あるいは同伴の方等、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご理解賜りたく存じます。また、当日ご出席の際は、資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。
- ◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイトに掲載いたします。また、当社では定時株主総会の決議通知につきましても、当社ウェブサイトに掲載する方法によりお知らせさせていただきます。
【当社ウェブサイト】 (<https://jiban-holdings.jp>)

株主総会終了後、同会場にて、当社の経営計画、事業等について直接皆様にご説明申し上げたく、事業説明会の開催を予定しておりますので、株主様にはぜひご出席賜りますようご案内申し上げます。


議決権行使についてのご案内

以下のいずれかの方法にて、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただける場合	株主総会にご出席いただけない場合	
 <p>同封の議決権行使書用紙の右片を切り離さずにそのまま会場受付にご提出ください。</p> <p>株主総会開催日時 2022年6月24日（金曜日） 午前10時00分</p>	<p>郵送</p>  <p>同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否を表示の上、行使期限までに到着するようご返送ください。</p> <p>行使期限 2022年6月23日（木曜日） 午後6時30分到着分まで</p>	<p>インターネット</p>  <p>当社の指定する議決権行使ウェブサイトアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。</p> <p>行使期限 2022年6月23日（木曜日） 午後6時30分まで</p>

■ 議決権行使書のご記入方法のご案内

● こちらに、議案の賛否をご記入ください。

議決権行使書 ○○○○○○○ 御中 株主総会日 議決権の数 X X 題 X X X X 年 X X 月 X X 日	<table border="1"> <tr> <td>議決権の数</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	議決権の数				<p>基本日現在のご所有株式数 XX 株 議決権の数 XX 題</p> <p>1. _____ 2. _____ _____</p> <p>  <small>ログイン用 QR コード</small> <small>見本</small> XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX <small>パスワード</small> XXXXX ○○○○○○ </p>
議決権の数						

第1号議案

- ▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印
- ▶ 反対の場合：「否」の欄に○印

第2、3号議案

- ▶ 全員賛成の場合：「賛」の欄に○印
- ▶ 全員反対の場合：「否」の欄に○印
- ▶ 一部の候補者を反対される場合：「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）および磁気的方法の両方で議決権行使をされた場合は、磁気的方法による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、磁気的方法により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

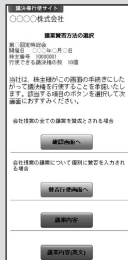
議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



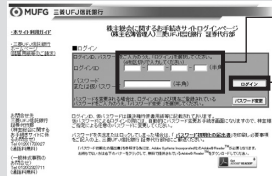
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.muftg.jp/>

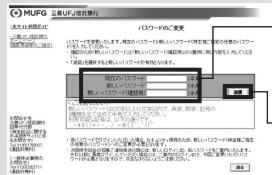
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書副票（右側）に記載の「ログインID・仮パスワード」を入力し「ログイン」をクリック



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関する
お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027 受付時間／午前9時～午後9時
通話料無料

<必ずお読みください>

新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応について

当社では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本総会の開催および運営に関し、下記の対応をとらせていただくことといたします。ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

- ・ 本総会の会場スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
 - ・ 本総会の会場入口付近にアルコール消毒液を配備いたします。また、ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
 - ・ ご出席の株主様には本総会の会場内において間隔をあけてご着席いただきますので、会場スタッフの案内に従っていただきますようお願い申し上げます。
 - ・ 座席間隔を拡げるため、本総会会場の座席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。
 - ・ 発熱や咳などの症状のある株主様やその他体調不良の株主様には本総会会場への入場をお断りする場合がございます。また、ご来場の株主様に対しまして、本総会の会場スタッフが体温測定をさせていただきます。
 - ・ 本総会に出席する役員は、マスクを着用させていただきます。
- ※ ご出席の株主様へのお土産の配布はございません。
- ※ 本総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合には、当社ウェブサイト (<https://jiban-holdings.jp>) に掲載いたしますので、当社ウェブサイトにおける発信情報をご確認いただきますようお願い申し上げます。

事業報告

〔2021年4月1日から
2022年3月31日まで〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国の経済状況は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により依然として厳しい状況が続いておりましたが、ワクチン接種の普及や政府・自治体の諸施策等により、経済社会活動は緩やかながら正常化に向かう兆しもみられました。しかしながら、ウッドショックによる建築資材の高騰、世界的な資源価格の高騰、ウクライナ情勢の緊迫化等が、国内外の様々な活動に大きな影響を及ぼしており、先行き不透明な状況が続くことが予想されます。

当社グループの主要な事業領域である国内の住宅市場においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のための自粛からの反動、テレワーク普及による働き方・暮らし方の変化もあり、当連結会計年度の新設住宅着工戸数（※1）の合計は425,403戸（前年同期比8.4%増）となりました。持家の着工戸数は281,279戸（前年同期比6.9%増）、分譲住宅（一戸建て）の着工戸数は144,124戸（前年同期比11.4%増）といずれにおいても増加となっております。

当社グループの主要な事業である地盤解析サービス・地盤調査サービス・部分転圧工事サービスにおいては、事業規模拡大に向け営業体制の見直しを図り、人員増等の先行投資を第1四半期より実施しており、10月4日に中部エリアにおける事業拡大を目的に中部支社を開設いたしました。また、地盤沈下事故ゼロへの取り組みとして、解析品質の向上のための解析マニュアル及び地盤調査基準書並びに地盤改良工事基準書の改定を実施しました。

新たな事業の拡大と利益確保のため、個人のお客様向けに地盤解析技術及び業務品質の高さを証明する地盤品質証明書発行と不同沈下の際の補償が行えるサービスの開発に取り組み、新サービス「The Future 10」を4月1日に開始できる準備を整えました。従来の個人のお客様向けサービスである「地盤カルテ®PLUS」及び「地盤セカンドオピニオン®ForYOU」は地盤の良し悪しを判断するための解析結果のみを提供するサービスでしたが、「The Future 10」では、解析結果だけでなく、地盤品質証明書と不同沈下事故が発生した際の補償についても提供できるようになり、より一歩、生活者の不利益解消に向けて前進いたします。

住宅関連サービスにおいては、安全な地盤が多い郊外への住み替えに対応し、中古住宅の仕入・リフォームを行い、個人のお客様に販売を行う「買取再販事業」を拡大しました。また、郊外で災害リスクを減らし安全安心な豊かな暮らしを実感していただくためのコンセプトハウスを地盤の良い埼玉県飯能市で建築を開始しました。コンセプトハウスは5月下旬に完成予定となっており、このコンセプ

トハウスを活用し、各種地盤調査、耐震設計、設計図と完成時のギャップを解消するためのBIM（※2）を活用した3Dパース（完成予想図）・ウォークスルー動画・VR等の当社グループの各サービスを総合的に提供する事で実現できる、地盤から考える安全安心な豊かな暮らしのための家づくりを当社グループの提携事業者と一緒に提唱してまいります。

これらの結果、当連結会計年度の売上高2,216,980千円（前年同期比11.4%増）、営業損失29,729千円（前年同期は営業利益87,888千円）、経常損失28,715千円（前年同期は経常利益91,684千円）、親会社株主に帰属する当期純損失46,639千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失33,943千円）となりました。

なお、当社グループは、地盤解析を主な事業とする単一セグメントで事業活動を営んでおり、サービス別の売上高は以下のとおりであります。

サービス	前連結会計年度		当連結会計年度		前年同期比	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	増減額 (千円)	増減率 (%)
地盤解析	794,953	40.0	757,587	34.2	△37,365	△4.7
地盤調査	491,261	24.7	549,716	24.8	58,454	11.9
部分転圧工事	210,110	10.6	250,591	11.3	40,480	19.3
住宅関連	274,487	13.8	355,276	16.0	80,788	29.4
その他	218,981	10.9	303,808	13.7	84,827	38.7
合計	1,989,794	100.0	2,216,980	100.0	227,185	11.4

(地盤解析サービス・地盤調査サービス・部分転圧工事サービス)

新設住宅工事において初期に実施される地盤調査サービスは、新設住宅着工戸数の増加に伴う受注件数の増加により、売上高は549,716千円（前年同期比11.9%増）となりました。

部分転圧工事サービスは、新設住宅着工戸数の増加と工事施工体制の拡大により受注件数が増加し、売上高は250,591千円（前年同期比19.3%増）となりました。

一方で、地盤解析サービスにおいては、受注件数は前年同期比で1.0%増となりましたが、新設住宅着工戸数の増加ほど拡大せず、また、競合他社の影響による平均単価の下落により、売上高は757,587千円（前年同期比4.7%減）となりました。

(住宅関連サービス)

「地盤適合耐震住宅」「地盤適合耐震リフォーム」の提唱による受注拡大のための取り組みを行いました。その影響に加え、当連結会計年度より開始した「買取再販事業」の売上を計上したことにより、売上高は355,276千円（前年同期比29.4%増）となりました。

(その他サービス)

BIMを活用した3Dパース（完成予想図）・ウォークスルー動画・VRの提供を含むBCPOサービスが、ウィズコロナ、アフターコロナにおける有効な営業ツールとして工務店・ビルダーの利用が進みました。さらに今までの戸建業者に加え、ディベロッパーの利用にも繋がり、商業施設や集合住宅の案件も増加しました。その結果、その他サービスに含まれるBCPOサービスの売上高は198,858千円（前年同期は112,666千円 76.5%増）となり、その他サービス全体の売上高は303,808千円（前年同期比38.7%増）となりました。前連結会計年度に引き続き、BIMサービスは当社グループの成長のための主要サービスと位置付け、ダナンBCPOセンターにおける投資を継続し、今後も拡大に取り組んでまいります。

- (※ 1) 国土交通省「建築着工統計調査報告」より、当社グループの事業領域である、持家と分譲住宅（一戸建て）の戸数を合算して、新設住宅着工戸数としております。
- (※ 2) BIM : Building Information Modeling
コンピュータ上に作成した主に3次元の形状情報に加え、室等の名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げ等、建物の属性情報を併せ持つ建物情報モデルを構築するシステム。

(2) 資金調達等の状況

① 資金調達

特に記載すべき重要な資金調達はありません。

② 設備投資

当連結会計年度におきましては、基幹システム改修22,887千円の投資をしております。

(3) 財産及び損益の状況

区 分	第11期 (2019年3月期)	第12期 (2020年3月期)	第13期 (2021年3月期)	第14期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売 上 高 (千円)	2,455,269	2,398,144	1,989,794	2,216,980
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失 (△) (千円)	35,606	38,595	87,888	△29,729
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	34,612	44,958	91,684	△28,715
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (千円)	17,210	△108,052	△33,943	△46,639
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	0.75	△4.74	△1.49	△2.04
純 資 産 (千円)	1,459,213	1,301,363	1,278,091	1,240,233
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	63.80	56.95	55.97	54.32
総 資 産 (千円)	1,782,766	1,662,724	1,717,289	1,760,339

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式を控除した株式数によっております。

2. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

2008年の創業以来、「“生活者の不利益解消”という正義を貫き、安心で豊かな暮らしの創造をめざします」という経営理念の下、地盤改良工事を行わない地盤解析専門会社として、地盤セカンドオピニオン®から事業をスタートし、住宅事業者へ地盤調査・地盤解析サービスの提供を行って参りました。また、地盤情報を見える化した、地盤安心マップ®、地盤カルテ®の提供や新築住宅の設計施工及びリフォーム施工といった個人のお客様へのサービスも展開して参りました。

創業から2015年頃までは、売上・利益も順調に伸びておりましたが、近年では競合他社の影響による平均販売単価の下落により売上・利益が減少し事業が低迷しております。

今後、国内住宅市場は、少子高齢化により緩やかに縮小していくことが予想されます。当社の継続的な事業発展のためには、高付加価値のサービスの提供と新たな事業の展開、これらを遂行するための組織体制の強化が必要であると考えております。

従来、戸建住宅事業者との取引は、仕入・建築部署を窓口とした地盤関連サービスのみにありましたが、BIMを活用した3Dパース（完成予想図）・ウォークスルー動画・VRの提供開始により、新たに設計・販売部署との取引が生まれたことで一社あたりの取引量が拡大するとともに、戸建住宅事業者だけではなく、不動産ディベロッパー等、これまでは取引ができなかった事業者との取引も始まっております。

当社グループがマーケットとしていた戸建住宅領域から、マーケットを再定義し、新たな領域における取引先開拓が課題と認識しております。

新築住宅建築において、地盤調査は法的に義務付けられている為、戸建住宅事業者は必要性を認識しておりますが、個人のお客様（施主様）には、地盤調査の価値や必要性をまだ十分に認識していただけているとは言えません。

当社グループが個人のお客様向けに提供している「地盤カルテ®PLUS」及び「地盤セカンドオピニオン®ForYOU」は、地盤の良し悪しを判断するための解析結果のみを提供するサービスであったため、解析結果に対して当社グループがどう関わっていくかが課題でしたが、当社グループの地盤解析技術及び業務品質の高さを証明する地盤品質証明書発行と不同沈下の際の補償が行えるサービスの開発に取り組み、新サービス「The Future 10」を4月1日に開始できる準備を整えました。付加価値の高いサービスを個人のお客様と直接取引をすることで、新たに個人取引市場の拡大と販売単価の改善に取り組む事が可能となりました。

個人のお客様に地盤調査の価値や必要性を認識して頂くための普及活動への取り組み、新サービス拡大のためのPR・販売方法が課題と認識しております。

現在、当社グループが提供しているBIMサービスは、3Dパース（完成予想図）・ウォークスルー動画・VRを活用したプレゼンテーションの分野に留まっており、本来、設計から竣工後のファシリティマネジメントまで可能としているBIMの一部のみとなっております。当社グループの事業拡大のためには、

大型物件の意匠設計、構造設計といったレベルの高いBIMサービスを提供し、戸建住宅市場にとどまらず、ビル・商業施設等の非住宅建築の市場へ拡大していくことが必要であり、それらを実現するためには、BIMに関する研究開発の継続、日本およびベトナム・ダナンBCPOセンターにおけるオペレーターの確保と養成が課題と認識しております。

従来の地盤調査・解析では予見困難な自然災害が近年多発しており、各種災害へのリスク対応が課題と認識しております。見えない地盤の中をどう見える化するか、自然災害リスクをどう解析に反映させるか、地盤情報を見える化した地盤安心マップ®PROと気象・自然災害データの取り込みのための研究開発、解析技術・品質向上のためのマニュアルのアップデートを行ってまいります。

当社グループの持続的な事業発展と企業価値向上には上記課題へ取り組みが必要ですが、経営体制・組織体制において、現状、十分な体制が整っておりません。ガバナンス強化と同時に、従業員の能力や知識を高め人材価値を最大限に引き出すことで企業の価値向上を目指す「人的資本経営」に取り組む事が必要であると認識しております。

(6) 主要な事業内容

事業区分	事業内容
地盤解析	工務店等からの依頼に基づき、住宅の地盤調査データから地盤の強度や沈下の可能性を解析し、適正な住宅基礎仕様を判定の上、判定根拠を記載した地盤解析報告書及び判定結果を証明する地盤品質証明書を提供しております。
地盤調査	工務店等からの依頼に基づき、「地盤改良工事の受注を目的としない地盤調査」を信頼して任せることのできる外注先による住宅の地盤調査を行い、工務店等へ地盤調査報告書を提供しております。
部分転圧工事	部分転圧工事とは、局所的な軟弱箇所が確認された地盤について、地盤の軟弱箇所のみを締め固める地業工事の一種であります。地盤改良工事に比べ環境にやさしく安価で実施できるため、費用負担の高い地盤改良工事を省くことができます。
住宅関連事業	住宅の新築または増改築の設計、施工および不動産の販売。

当社グループの主力サービスは以下のとおりであります。

「地盤安心住宅システム」は、工務店等から地盤調査を当社グループで請負い、適正な住宅基礎仕様の判定、地盤解析報告書および地盤品質証明書の提供に至るまで、地盤改良工事を除く地盤に関する一貫したサービスを提供しており、工務店等にとっては、地盤調査の段階から当社グループに依頼することで、地盤調査の精度向上に加え、納期の短縮が可能となります。

(7) 主要な営業所及び使用人の状況

① 主要な営業所

当 社	本 社	東京都新宿区新宿5丁目2番3号 MRCビル4F
-----	-----	-------------------------

子会社	国 内	地盤ネット株式会社（本社：東京都新宿区、北海道支社、中部支社、関西支社、九州支社）
	海 外	ベトナム（ダナン市）、米国（ハワイ州）

② 使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
国 内	65名（5名）	7名増（1名減）
海 外	105名（－）	19名増（－）
合 計	170名（5名）	26名増（1名減）

（注）使用人数は就業員数であり、臨時従業員数は（ ）内に年間平均人員数を外数で記載しておりません。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
地 盤 ネット 株 式 会 社	308百万円	100%	地盤関連サービス 住宅関連サービス
JIBANNET ASIA CO., LTD.	2,100百万ベトナムドン	100%	業務受託
Jibannet Reinsurance Inc.	15万米国ドル	100%	再保険事業

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
地盤ネット株式会社	東京都新宿区新宿5丁目2番3号 MRCビル5F	843百万円	1,189百万円

(9) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 額
株式会社三菱UFJ銀行	100,000 千円

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 78,400,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 23,148,000株 |
| (3) 株主数 | 10,895名 |
| (4) 上位10名の株主 | |

株主名	持株数	持株比率
山 本 強	6,000,000株	26.28%
HOUSEPO PTE. LTD. (山本強氏の出資会社)	4,800,000株	21.02%
楽天証券株式会社	225,900株	0.99%
J P モルガン証券株式会社	146,800株	0.64%
北 谷 美 樹	115,000株	0.50%
栗 林 大 祐	100,000株	0.44%
松 木 大 輔	90,800株	0.40%
伊 藤 則 子	85,100株	0.37%
川 村 直 子	85,000株	0.37%
大 野 聡 子	75,000株	0.33%

- (注) 1. 当社は、自己株式を317,501株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式(317,501株)を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	山 本 強	HOUSEEPO PTE. LTD. DIRECTOR Jibannet Reinsurance Inc. DIRECTOR
代表取締役社長	新 美 輝 夫	
取 締 役	伊 東 洋 一	地盤ネット株式会社 代表取締役副社長
取 締 役	玉 城 均	Jibannet Reinsurance Inc. DIRECTOR
取 締 役	杉 山 全 功	(注) 1. 株式会社ACSL 社外取締役 株式会社Kaizen Platform 社外取締役
常 勤 監 査 役	角 田 正 英	(注) 2. 地盤ネット株式会社 常勤監査役
監 査 役	松 木 大 輔	(注) 2. 3. 地盤ネット株式会社 監査役 松木法律事務所 代表
監 査 役	伊 藤 耕 一 郎	(注) 2. 3. 地盤ネット株式会社 監査役 株式会社エス・エム・エス 社外取締役 (監査等委員) モイ株式会社 監査役 伊藤国際会計事務所 代表

- (注) 1. 杉山全功氏は社外取締役であります。
2. 角田正英氏、松木大輔氏、伊藤耕一郎氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 松木大輔氏は、弁護士資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。又、監査役 伊藤耕一郎氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、当社監査役および当社グループ会社役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等について

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社取締役の報酬等は固定報酬と業績連動報酬並びに株式報酬で構成されており、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で決定しております。なお、社外取締役については、その職掌範囲に鑑みて、固定報酬のみとしております。

取締役の報酬等については、2021年3月10日開催の取締役会において、任意の機関として設置した役員報酬委員会で、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で個々の取締役の職責、貢献度及び会社の実績等を勘案して審議し、取締役会で決定しております。役員報酬委員会は、代表取締役会長である山本強、代表取締役社長である新美輝夫、社外取締役である杉山全功の3名で構成されております。

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する観点から固定報酬のみで構成され、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により個別の報酬額を決定しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2013年6月26日開催の定時株主総会において年額300,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は1名）です。また、当該金銭報酬とは別で、2017年6月26日開催の定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として年額70,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は2名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2013年6月26日の定時株主総会において年額60,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	51,240 (3,360)	51,240 (3,360)	— (—)	— (—)	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	12,030 (12,030)	12,030 (12,030)	— (—)	— (—)	3 (3)
合計	63,270 (15,390)	63,270 (15,390)	— (—)	— (—)	8 (4)

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ③ 事業年度における主な活動内容

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	杉山 全功	当事業年度開催の取締役会には13回中13回に出席し、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識等を当社の経営に活かし、取締役会の意思決定について適切で様々な助言を行っております。
社外監査役	角田 正英	当事業年度開催の取締役会には、13回中13回に出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。又、当事業年度開催の監査役会には、15回中15回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	松木 大輔	当事業年度開催の取締役会には、13回中13回に出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。又、当事業年度開催の監査役会には、15回中15回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	伊藤耕一郎	当事業年度開催の取締役会には、13回中13回に出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。又、当事業年度開催の監査役会には、15回中15回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 應和監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 24,000千円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 24,000千円 |

(注) 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の連結子会社の計算書類監査の状況

当社の連結子会社である JIBANNET ASIA CO., LTD. および Jibannet Reinsurance Inc.は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要および当該体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令、定款及び社会規範の遵守を目的に、「コンプライアンス規程」に基づき、取締役及び使用人に対して必要な啓発、教育活動を推進する。
- ② 「内部通報規程」に基づいた通報窓口を設置して監視体制を構築し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。
- ③ 監査役は、公正不偏の立場から「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行状況について適宜監査する。

監査役は、会社の業務に適法性を欠く事実、又は適法性を欠く虞のある事実を発見した時は、その事実を指摘してこれを改めるよう取締役会に勧告し、状況によりその行為の差止めを請求できる。

- ④ 内部監査人は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款に適合していることを確認する。

又、内部監査人は、監査の結果を代表取締役に報告する。

- ⑤ 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力排除規程」に基づき、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを社内に周知し明文化する。

(2) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社グループの取締役は、「文書取扱規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は必要に応じてこれらを閲覧できる。
- ② 企業機密情報については、「文書取扱規程」及び「機密情報管理規程」に基づき、適切に管理する。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの損失の危険に対処するため、各種社内規程を整備し、適宜見直す。又、管理本部が主幹部署となり、各部門との情報共有及び定期的な会合等を行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。不測の事態が発生した場合には、代表取締役を統括責任者として全社的な対策を検討する。

(4) 当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社グループの取締役会は、「取締役会規程」に基づき、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務の執行の監督等を行う。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

② 各部門においては、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、必要に応じてその職務を補助すべき使用人を置き、使用人に対して監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役からの指示の実効性を確保する。又、監査役から監査業務に必要な命令を受けて監査業務を行う使用人は、その命令の範囲に属する業務に関して取締役からの独立性を確保する。

(6) 監査役への報告に関する体制

① 当社グループの取締役及び使用人は、監査役に対して、重大な法令・定款の違反その他コンプライアンスに関する重要な事項に加え、毎月の経営状況として重要な事項、会社に著しい損害を及ぼす虞のある事項、内部監査の実施状況、リスク管理に関する重要な事項、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

② 子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行う。

③ 監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

④ 監査役がその職務の執行について、会社法に基づく費用の前払い等の請求があった場合は、速やかに当該費用又は債務を負担する。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役会議事録並びに稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができる。監査部及び監査法人との意見交換や監査結果の聴取等を実施する。代表取締役は監査役会と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

(8) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは財務報告の信頼性を確保するため、「経理規程」を整備し財務報告において不正誤謬が発生するリスクを管理し、必要な内部統制システムを整備・運用・評価する体制を構築する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当社は、前記の業務の適正を確保するための体制について、内部統制システムの整備に関する基本方針に基づき、適切な整備とその運用に努めております。当連結会計年度の当該体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

- ① 取締役は、定時取締役会を毎月開催し、必要に応じて適時に臨時取締役会を開催し、取締役及び使用人の職務執行の適正性、経営リスク又は法令及び定款等への適合性を審議しております。
- ② 監査役は、取締役会に出席し、取締役の職務執行、法令、定款等の遵守、その他監査役監査基準に定める事項について監査を実施しております。また、当社代表取締役との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 監査部は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施しております。
- ④ 三様監査（監査役監査・会計監査人監査・内部監査）の連携を強化し、不祥事等の未然防止のための定期的な会議を開催しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,642,109	流動負債	335,283
現金及び預金	918,046	支払手形及び買掛金	69,441
売掛金	261,087	工事未払金	30,362
電子記録債権	36,386	未払金	40,414
商品	9,552	未成工事受入金	89,036
販売用不動産	68,197	未払法人税等	14,000
未成工事支出金	42,666	賞与引当金	30,850
仕掛品	5,092	その他	61,177
貯蔵品	175		
前払費用	169,558	固定負債	184,822
未収入金	59,676	長期借入金	160,000
その他	91,575	損害補償引当金	24,822
貸倒引当金	△19,905		
		負債合計	520,106
固定資産	118,230	(純資産の部)	
有形固定資産	24,156	株主資本	1,236,520
建物及び構築物	8,284	資本金	491,162
機械装置及び運搬具	20,236	資本剰余金	24,740
その他	47,455	利益剰余金	786,240
減価却累計額及び減損損失累計額	△51,819	自己株式	△65,622
無形固定資産	44,477	その他の包括利益累計額	3,713
ソフトウェア	39,083	為替換算調整勘定	3,713
のれん	3,716		
その他	1,677		
投資その他の資産	49,595	純資産合計	1,240,233
投資有価証券	3,029	負債・純資産合計	1,760,339
長期貸付金	6,943		
繰延税金資産	2,139		
その他	37,824		
貸倒引当金	△340		
資産合計	1,760,339		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

〔2021年4月1日から
2022年3月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,216,980
売上原価	1,429,649
売上総利益	787,330
販売費及び一般管理費	817,060
営業損失	29,729
営業外収益	
受取利息	1,146
受取配当金	44
助成金収入	1,200
受取保険金	1,016
有価証券売却益	6,647
その他	2,794
営業外費用	
為替差損	10,078
その他	1,757
経常損失	28,715
特別損失	
減損損失	1,716
投資有価証券評価損	173
税金等調整前当期純損失	30,604
法人税、住民税及び事業税	18,233
法人税等調整額	△2,198
当期純損失	46,639
親会社株主に帰属する当期純損失	46,639

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

〔2021年4月1日から〕
〔2022年3月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	491,162	24,740	832,879	△65,622	1,283,160
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	—	—	—	—	—
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失	—	—	△46,639	—	△46,639
自己株式の処分	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△46,639	—	△46,639
当連結会計年度末残高	491,162	24,740	786,240	△65,622	1,236,520

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	△286	△4,781	△5,068	1,278,091
連結会計年度中の変動額				
新 株 の 発 行	—	—	—	—
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失	—	—	—	△46,639
自己株式の処分	—	—	—	—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	286	8,494	8,781	8,781
連結会計年度中の変動額合計	286	8,494	8,781	△37,858
当連結会計年度末残高	—	3,713	3,713	1,240,233

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	338,918	流動負債	42,011
現金及び預金	170,279	未払金	18,473
売掛金	33,255	未払費用	1,792
前払費用	21,315	未払法人税等	9,493
立替金	5,245	預り金	1,447
短期貸付金	112,751	賞与引当金	4,784
その他	877	その他	6,020
貸倒引当金	△4,806		
固定資産	850,148	固定負債	100,000
有形固定資産	8,567	長期借入金	100,000
建物	4,108		
工具、器具及び備品	14,991		
減価償却累計額	△10,531		
無形固定資産	42,567	負債合計	142,011
特許権	1,521	(純資産の部)	
ソフトウェア	37,173	株主資本	1,047,056
のれん	3,716	資本金	491,162
その他	156	資本剰余金	24,740
投資その他の資産	799,013	資本準備金	19,300
関係会社株式	773,136	その他資本剰余金	5,440
投資有価証券	3,029	自己株式処分差益	5,440
長期貸付金	2,543	利益剰余金	596,775
破産更生債権等	340	利益準備金	45,523
繰延税金資産	2,139	その他利益剰余金	551,252
その他	18,164	繰越利益剰余金	551,252
貸倒引当金	△340	自己株式	△65,622
		純資産合計	1,047,056
資産合計	1,189,067	負債・純資産合計	1,189,067

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

〔2021年4月1日から
2022年3月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		321,850
売 上 総 利 益		321,850
販売費及び一般管理費		281,317
営 業 利 益		40,532
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,859	
そ の 他	195	2,055
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	45	
そ の 他	0	46
経 常 利 益		42,541
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	173	173
税 引 前 当 期 純 利 益		42,368
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	13,687	
法 人 税 等 調 整 額	△2,198	11,489
当 期 純 利 益		30,879

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔2021年4月1日から〕
〔2022年3月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資 本 剰 余 金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金 自己株式 処分差益	資本剰余金 合計	利益準備金
当 期 首 残 高	491,162	19,300	5,440	24,740	45,523
事業年度中の変動額					
新 株 の 発 行	-	-	-	-	-
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-
当 期 純 利 益	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-
当 期 末 残 高	491,162	19,300	5,440	24,740	45,523

	株 主 資 本				純資産合計
	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合計	
	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	520,372	565,896	△65,622	1,016,176	1,016,176
事業年度中の変動額					
新 株 の 発 行	-	-	-	-	-
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-
当 期 純 利 益	30,879	30,879	-	30,879	30,879
自己株式の処分	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	30,879	30,879	-	30,879	30,879
当 期 末 残 高	551,252	596,775	△65,622	1,047,056	1,047,056

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

地盤ネットホールディングス株式会社
取締役会 御中

應和監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 澤田昌輝 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 土居靖明 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、地盤ネットホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、地盤ネットホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

地盤ネットホールディングス株式会社
取締役 会 御中

應 和 監 査 法 人
東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 澤 田 昌 輝 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 土 居 靖 明 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、地盤ネットホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人應和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人應和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

地盤ネットホールディングス株式会社 監査役会
常勤監査役（社外監査役）角 田 正 英 ㊟
社外監査役 松 木 大 輔 ㊟
社外監査役 伊 藤 耕 一 郎 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

① 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

② 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>

<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(附則) 1. 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、機動的な経営戦略を実現できる体制整備の構築を図るべく、取締役を1名減員し、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	やまもと つよし 山本 強 (1966年6月26日生)	1990年4月 三洋証券株式会社 入社 1994年10月 株式会社アイフルホームテクノロジー (現株式会社LIXIL住宅研究所) 入社 1997年7月 アメリカンホームシールドジャパン株式会社 (現ジャパンホームシールド株式会社) 入社 2008年6月 地盤ネット株式会社 (現当社) 設立 代表取締役 2010年10月 Jibannet Pte. Ltd. (現 HOUSEEPO PTE. LTD.) 設立 Director (現任) 2010年12月 一般社団法人地盤安心工務店 (現一般 社団法人地盤安心住宅整備支援機構) 設立 代表理事 2014年10月 地盤ネット株式会社設立 代表取締役 2016年7月 地盤ネット総合研究所株式会社設立 代表取締役 2021年6月 当社 代表取締役会長就任 (現任)	※1 10,800,000株
2	にいみ てるお 新美 輝夫 (1958年5月1日生)	1982年4月 株式会社埼玉銀行 (現株式会社りそな 銀行) 入行 2005年8月 株式会社アキュラホーム 取締役就任 2009年6月 株式会社オカザキホーム 代表取締役 就任 2014年4月 株式会社アイブレーション 専務取締役 就任 2014年11月 当社 相談役就任 2015年6月 当社 取締役就任 2021年6月 当社 代表取締役社長就任 (現任)	※2 5,889株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	玉城 均 (1969年11月12日生)	1992年4月 東光園緑化株式会社 入社 1994年10月 株式会社プラネット 入社 2001年8月 テプラック株式会社 入社 2004年4月 テンプスタッフ・インテグレーション株式会社 (現 パーソルビジネスエクスパート株式会社) 入社 2010年4月 同社 グループ経理マネージャー 2013年10月 同社 グループ財務部グループ連結室室長 2015年10月 当社 入社 管理本部経理財務部長就任 2016年9月 当社 執行役員管理本部長就任 2019年6月 当社 取締役就任(現任)	※2 11,411株
4	杉山 全功 (1965年4月16日生)	2004年4月 株式会社ザッパラス 代表取締役社長就任 2007年7月 同社 代表取締役会長兼社長就任 2011年6月 株式会社enish 代表取締役社長就任 2014年3月 同社 取締役就任 2014年6月 地盤ネット株式会社 (現当社) 取締役就任 (現任) 2014年10月 株式会社サミーネットワークス 取締役就任 2014年12月 株式会社アイレップ 社外取締役就任 2018年9月 株式会社自律制御システム研究所 (現株式会社ACSL) 社外取締役就任 (現任) 2020年8月 株式会社Kaizen Platform 社外取締役就任 (現任)	※3 4,075株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 杉山全功氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は杉山全功氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 杉山全功氏につきましては、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識等を有しており、当該知見をいかして特に経営者視点から事業活動に有益な助言を行っていただき、当社の企業価値向上に反映させていただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 杉山全功氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
5. 杉山全功氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
6. 杉山全功氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
7. 杉山全功氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって8年となります。
8. 当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役候補者杉山全功氏が取締役に選任された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。

ります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規程する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

- ※1 取締役候補者山本強氏の保有する当社株式は、HOUSEEPO PTE. LTD. (山本強氏の出資会社)の保有する株式と合算しております。
- ※2 取締役候補者新美輝夫氏、玉城均氏の保有する当社株式は、地盤ネット役員持株会を通じての保有分を合算してあります。
- ※3 取締役候補者杉山全功氏の保有する当社株式は、地盤ネット役員持株会を通じての保有分であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役角田正英氏が任期満了になります。つきましては監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
つのだ まさひで 角田 正英 (1949年10月1日生)	1974年4月	日本団体生命保険株式会社(現 アクサ生命保険株式会社) 入社	※ 3,083株
	2004年4月	入や萬成証券株式会社(現 ばんせい証券株式会社) 入社	
	2007年2月	トレーダーズホールディングス株式会社 内部統制部次長兼内部監査部次長	
	2007年5月	トレーダーズ証券株式会社 常勤監査役	
	2007年6月	トレーダーズホールディングス株式会社 常勤監査役	
	2011年8月	株式会社My 外貨(現 OANDA Japan株式会社) コンプライアンス部長	
	2015年5月	トミザキ株式会社 内部監査部長	
	2019年6月	当社 社外監査役就任(現任)	

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 角田正英氏は社外監査役候補者であります。
3. 角田正英氏を社外監査役候補者とした理由は、金融サービス業界に長く在籍し、内部監査、内部統制、法令遵守に関する知見を有し、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけたものと判断したためであります。
4. 角田正英氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。

5. 角田正英氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
6. 角田正英氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
7. 角田正英氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって3年となります。
8. 当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外監査役候補者角田正英氏が監査役に選任された場合は、同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
 - ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

※ 監査役候補者角田正英氏の保有する当社株式は、地盤ネット役員持株会を通じての保有分であります。

<ご参考>スキルマトリックス

地盤ネットグループの持続可能成長と中長期的な企業価値向上のため取締役会及び監査役会が備えるべきスキルを以下の企業経営の基本スキルとし、当社が必要とする豊富な経験、高度な専門性・能力を有する取締役・監査役に相応しい人物により構成することとしております。

第2号議案および第3号議案が原案のとおり承認可決された場合、各取締役および監査役のスキルは以下のとおりとなります。

氏名	企業経営	グローバル	ガバナンス・法務	財務・会計	人事戦略	ブランディング	サステナビリティ
山本 強	○	○					
新美 輝夫	○	○	○	○	○		○
玉城 均	○	○	○	○	○		○
杉山 全功	○		○	○	○	○	○
角田 正英			○				
松木 大輔			○				
伊藤 耕一郎		○	○	○			

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区市谷八幡町8番地

TKP市ヶ谷ビル TKP市ヶ谷カンファレンスセンター



(交通のご案内)

■「市ヶ谷駅」

徒歩2分 (JR総武線)

7番出口 徒歩1分 (東京メトロ南北線/有楽町線)

4番出口 徒歩4分 (都営新宿線)

※A4出口ではございませんのでご注意ください。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みましがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。